

議案第 38 号

大野市博物館設置条例の一部を改正する条例案について

令和元年 10 月 25 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

博物館入館料の見直しに伴い、所要の改正を行うため

大野市博物館設置条例の一部を改正する条例

大野市博物館設置条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

（単位：円）

種別	区分	大人	小人
大野市歴史博物館 大野市民 俗資料館 武家屋敷旧内山家 和泉郷土資料館 武家屋敷旧 田村家	個人	300	無料
	団体	150	
	身体障害者手帳等所持者	150	
	年間	1,000	
越前大野城 笛資料館	個人	300	
	団体	150	
	身体障害者手帳等所持者	150	
	年間	700	

備考

- 1 入館料の額は1館当たりの額とする。
- 2 小人は、中学生以下とする。
- 3 団体は、30人以上とする。
- 4 身体障害者手帳等所持者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳又は戦傷病者手帳のいずれかを所持する者とする。
- 5 身体障害者手帳等所持者の介助を目的に施設を利用する場合は、介助者1人に限り、当該介助者の入館料の額は150円とする。
- 6 大野市歴史博物館、大野市民俗資料館、武家屋敷旧内山家、武家屋敷旧田村家、和泉郷土資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は500円とする。
- 7 越前大野城、笛資料館の身体障害者手帳等所持者の年間入館料の額は350円とする。
- 8 その他市長が特に必要と認めるときは、入館料をその都度定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。